

○風俗営業に係る営業延長許容地域の指定

平成11年3月16日  
公安委員会告示第11号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年鹿児島県条例第50号)第4条の2第1項の規定により、午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域(以下「営業延長許容地域」という。)を次のとおり指定し、平成11年4月1日から施行する。

営業延長許容地域は、次の表の左欄に掲げる警察署の管轄区域のうち、同表の中欄に掲げる地域であって、同表の右欄に掲げる図面に緑色で表示した部分の地域とする。

左欄	中欄	右欄
鹿児島中央警察署	鹿児島市千日町及び山之口町の全部並びに呉服町、船津町、東千石町、樋之口町、中町及び西千石町の各一部	図面1
薩摩川内警察署	川内市西向田町の全部並びに神田町、東開聞町、東向田町、鳥追町及び向田本町の各一部	図面2
鹿屋警察署	鹿屋市西大手町、朝日町、大手町、北田町、古前城町、本町及び向江町の各一部	図面3
奄美警察署	奄美市名瀬入舟町、名瀬金久町、名瀬幸町、名瀬港町及び名瀬柳町の各一部	図面4

ただし、図面1から図面4までの図面は省略し、それぞれの警察署において縦覧に供する。

改正文(平成18年3月17日公安委員会告示第27号)抄  
平成18年3月20日から施行する。

改正文(平成18年9月29日公安委員会告示第92号)抄  
平成18年10月1日から施行する。

改正文(平成28年3月25日公安委員会告示第35号)抄  
平成28年6月23日から施行する。